

碧南火力発電所 最終処分場維持管理計画書

最終処分場に係る技術上の基準省令および愛知県産業廃棄物適正指導要綱に規定する維持管理の技術上の基準に基づき次のとおり維持管理に努める。

1 維持管理計画

(1) 飛散・流出防止

ア 石炭灰移送時の飛散防止対策

- (ア) 石炭灰を加湿すると共に密閉型ベルトコンベヤを用いて最終処分場に移送する。
- (イ) 運搬車により輸送する場合は、石炭灰を加湿するとともに荷台天端より低く積み込むことにより飛散防止を図る。

イ 最終処分場における飛散防止対策

- (ア) 埋立完了部分においては、山土を用いて覆土する。
- (イ) 未覆土部分においては散水車により散水する。

ウ 流出防止

運搬車が最終処分場外へ出る時にはタイヤ洗い場を通過することにより、タイヤへ付着した廃棄物を洗い流すこと。

(2) 悪臭防止

悪臭が発生する場合は、速やかに覆土することにより悪臭の発生を防止する。

(3) 火災防止

最終処分場内は火器の使用を禁止とする。なお、設備の修理等で火器を使用する場合は消火器等を準備する。

(4) ねずみ・蚊・はえ等の対策

ねずみ・蚊・はえ等の害虫が大量発生する場合は、薬剤散布等による措置を講じる。

(5) 囲い

みだりに人が立ち入ることのないよう、必要箇所に囲いおよび侵入者監視装置を設置する。また、門扉の施錠管理を徹底する。

なお、囲い等の設備が破損した場合は、速やかに補修する。

(6) 表示

最終処分場の表示については処分場への入り口に設置し、常に見やすい状態とする。また、表示内容に変更があった場合は、速やかに記載内容を変更する。

なお、表示が破損した場合は、速やかに補修する。

(7) 擁壁（護岸）の点検等

護岸の定期点検を計画し、その計画に基づき点検する。点検結果により破損の恐れがある場合は、必要な措置を講じる。

(8) 遮水工の点検等

遮水工の定期点検を計画し、その計画に基づき点検する。点検結果により破損の恐れがある場合は、必要な措置を講じる。

(9) 周縁地下水の水質測定・記録

地下水の水質検査は、観測用井戸水から採取し、表 1 に掲げる検査項目・検査頻度に従って水質検査を実施し、検査結果を保管する。

なお、水質検査結果に異常が生じた場合には、直ちに廃棄物の搬入を中止し、その原因を調査し、必要な措置を講じる。

(10) 浸出液処理設備（余水処理装置）の維持管理および浸出液の汚染防止

ア 余水処理装置の定期点検を計画し、その計画に基づき点検する。点検結果により破損の恐れがある場合や異常を認めた場合は、必要な措置を講じる。

イ 放流水の水質検査は、表 2 に掲げる検査項目・検査頻度に従って水質検査を実施し、検査結果を保管する。

なお、水質検査結果に異常が生じた場合には、直ちに放流の停止および廃棄物の搬入を中止し、その原因を調査し、必要な措置を講じる。

(11) 雨水の流入防止

処分場周縁には開渠および堰を設置し、雨水が流入しないよう措置を講じる。

なお、定期的に巡視し、異常がないかを確認する。

(12) 開渠等の清掃

定期的に巡視し、開渠に堆積した土砂等を排除する。

(13) 終了時の覆土

埋立完了部分には、山土を用いて 50cm の覆土を実施する。

(14) 覆いの損壊対策

定期的に巡視し、損壊がある場合は、速やかに必要な措置を講じる。

(15) 残余埋立容量の測定記録

ア 海面埋立のため埋立量の計算による残量容量計算を基本とし、必要に応じて測量を行い残余容量を補正する。

イ 埋立終了までの間は、1 回/年記録し保管する。

なお、埋立終了後もその記録を保存する。

(16) 埋立廃棄物数量等の記録・保存

ア 埋立数量は廃棄物の種類別で記録し 5 年間保存する。

イ 地下水および余水処理装置放流水の水質検査を記録し 5 年間保存する。

ウ 最終処分場の維持管理にあたって行った点検、検査その他の措置を記録し 5 年間保存する。

2 埋立終了後から廃止までの維持管理

(1) 最終処分場の設備については定期的に巡視し、異常が認められた場合は速やかに必要な措置を講じる。

(2) 保有水集水槽水質、余水処理装置放流水水質および地下水水質のモニタリングについては技術基準に定められた項目、頻度により水質検査を行う。

なお、水質検査結果に異常が認められた場合は、必要な措置を講じる。

表 1 最終処分場周縁地下水の水質検査

観測地点：2 地点

検査項目	単位	基準値	頻度
アルキル水銀	mg/L	検出されないこと	2 回/年
総水銀	mg/L	0.0005 以下	2 回/年
カドミウム	mg/L	0.003 以下	2 回/年
鉛	mg/L	0.01 以下	2 回/年
六価クロム	mg/L	0.05 以下	2 回/年
砒素	mg/L	0.01 以下	2 回/年
全シアン	mg/L	検出されないこと	2 回/年
セレン	mg/L	0.01 以下	2 回/年
1・2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04 以下	2 回/年
1・4-ジオキサン	mg/L	0.05 以下	2 回/年
クロロエチレン	mg/L	0.002 以下	2 回/年
ダイオキシン	pg-TEQ/L	1 以下	1 回/年

表2 余水処理装置放流水の水質検査

検査項目	単位	基準値	頻度
水素イオン濃度	—	5.0～9.0	1回/月
化学的酸素要求量	mg/L	90以下	1回/月
浮遊物質量	mg/L	60以下	1回/月
窒素含有量	mg/L	120以下	1回/月
アルキル水銀化合物	mg/L	検出されないこと	1回/年
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L	0.005以下	1回/年
カドミウム及びその化合物	mg/L	0.03以下	1回/年
鉛及びその化合物	mg/L	0.1以下	1回/年
有機りん化合物	mg/L	1以下	1回/年
六価クロム化合物	mg/L	0.5以下	1回/年
砒素及びその化合物	mg/L	0.1以下	1回/年
シアン化合物	mg/L	1以下	1回/年
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	0.003以下	1回/年
トリクロロエチレン	mg/L	0.1以下	1回/年
テトラクロロエチレン	mg/L	0.1以下	1回/年
ジクロロメタン	mg/L	0.2以下	1回/年
四塩化炭素	mg/L	0.02以下	1回/年
1・2-ジクロロエタン	mg/L	0.04以下	1回/年
1・1-ジクロロエチレン	mg/L	1以下	1回/年
シス-1・2-ジクロロエチレン	mg/L	0.4以下	1回/年
1・1・1-トリクリリエタン	mg/L	3以下	1回/年
1・1・2-トリクロロエタン	mg/L	0.06以下	1回/年
1・3-ジクロロプロペン	mg/L	0.02以下	1回/年
1・4-ジオキサン	mg/L	0.5以下	1回/年
チウラム	mg/L	0.06以下	1回/年
シマジン	mg/L	0.03以下	1回/年
チオベンカルブ	mg/L	0.2以下	1回/年
ベンゼン	mg/L	0.1以下	1回/年
セレン及びその化合物	mg/L	0.1以下	1回/年
ほう素及びその化合物	mg/L	230以下	1回/年
ふっ素及びその化合物	mg/L	15以下	1回/年
アンモニア性窒素	mg/L	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの。亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量200以下	1回/年
硝酸性窒素	mg/L		1回/年
亜硝酸性窒素	mg/L		1回/年
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	mg/L	5以下	1回/年
フェノール類含有量	mg/L	5以下	1回/年
銅含有量	mg/L	3以下	1回/年
亜鉛含有量	mg/L	2以下	1回/年
溶解性鉄含有量	mg/L	10以下	1回/年
溶解性マンガン含有量	mg/L	10以下	1回/年
クロム含有量	mg/L	2以下	1回/年
大腸菌群数	個/cm ³	(3,000以下)	1回/年
りん含有量	mg/L	16以下	1回/年
ダイオキシン	pg-TEQ/L	10以下	1回/年